

建築基準法に基づく事務手数料(滋賀県使用料および手数料条例 別表第4.3抜粋)

種別・規模			確認申請審査手数料			中間検査手数料	完了検査手数料	
			構造計算書添付不要	構造計算書添付要	計画変更		中間検査対象	中間検査対象外
建築物 (A:床面積の合計㎡)	0	< A ≤ 30	17,000	18,000	計画変更に係る床面積の1/2により算定(床面積増は増加する床面積)	16,000	16,000	19,000
	30	< A ≤ 100	26,000	27,000		24,000	25,000	29,000
	100	< A ≤ 200	37,000	41,000		33,000	30,000	36,000
	200	< A ≤ 300	40,000	46,000		35,000	35,000	39,000
	300	< A ≤ 500	55,000			41,000	43,000	47,000
	500	< A ≤ 1,000	96,000			60,000	62,000	66,000
	1,000	< A ≤ 2,000	150,000			77,000	79,000	85,000
	2,000	< A ≤ 5,000	240,000			130,000	140,000	150,000
	5,000	< A ≤ 10,000	300,000			170,000	180,000	190,000
	10,000	< A ≤ 50,000	470,000			270,000	280,000	290,000
	50,000	< A ≤	790,000			490,000	550,000	560,000
建築設備(1件毎)	エレベーター等		27,000		17,000	28,000	30,000	32,000
	小荷物専用昇降機		12,000		6,900	17,000	18,000	18,000
工作物(1件毎)			25,000		16,000	20,000	27,000	

種別・規模				確認申請審査手数料に加算する額(※4)		完了検査手数料に加算する額(※5)			
				(住宅部分)		(住宅部分)	(非住宅部分)	(複合建築物)	
				気候風土適応住宅で一次エネルギー消費性能基準を仕様基準で評価する場合を含む	計画変更				
(A:床面積の合計㎡)	(一戸建ての住宅)								
	≦ A < 200			16,000	計画変更に係る床面積の1/2により算定(床面積増は増加する床面積)	4,700			
	200 ≦ A <			17,000					
	(共同住宅または長屋住宅)								
	≦ A < 300			27,000	計画変更に係る床面積の1/2により算定(床面積増は増加する床面積)	9,400	9,400	住宅の用途以外の用途に供する部分について(非住宅部分)に掲げる床面積の合計の区分に応じて定める金額に、住宅の用途に供する部分について(住宅部分)に掲げる建築物の区分に応じて定める金額を加算した金額	
	300 ≦ A < 1,000			40,000		20,000	16,000		
	1,000 ≦ A < 2,000								
	2,000 ≦ A < 5,000			62,000		45,000	81,000		
	5,000 ≦ A < 10,000			79,000		81,000	127,000		
	10,000 ≦ A < 25,000			161,000		129,000	161,000		
	25,000 ≦ A < 50,000			293,000		196,000	201,000		
	50,000 ≦ A <			558,000		297,000	282,000		

※1:移転、大規模の修繕、大規模の模様替、用途変更の場合は、その部分にかかる床面積の合計の1/2に該当する区分の審査手数料とする。

※2:構造計算書は建築基準法施行規則第1条の3表3に規定する構造計算書とする。

※3:中間検査手数料は、中間検査を行う部分の床面積の合計とする。

※4:建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条に規定する要確認特定建築行為または第12条に規定する要通知特定建築行為をしようとする建築物で、建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為として建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号に定める行為に該当するものとして建築確認申請の審査を受ける場合においては、上記の建築物の「確認申請審査手数料」の額に、「確認申請審査手数料に加算する額」の表から当該建築物の床面積の区分に該当する額を加算した額とする。

※5:建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条に規定する要確認特定建築行為または第12条に規定する要通知特定建築行為に該当する建築物は、完了検査において、上記の建築物の「完了検査手数料」の額に、「完了検査手数料に加算する額」の表から当該建築物の床面積の区分に該当する額を加算した金額とする。